

産業建設委員会会議録

=====
日時 令和7年2月26日（水曜日）

午前10時から午前12時16分まで

場所 第4委員会室

日程

1 開会

2 委員長挨拶

3 協議・説明事項

（1）令和7年第1回（3月）定例会 upper程議案等について

①令和7年度土浦市一般会計（特別会計）予算（案）について

②令和6年度土浦市一般会計補正予算（第7回）（案）について

③令和6年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第2回）（案）について

④令和6年度土浦市下水道事業会計補正予算（第3回）（案）について

⑤令和6年度土浦市水道事業会計補正予算（第3回）（案）について

⑥「土浦市手数料条例」の一部改正（案）について

⑦「土浦市手数料条例」の一部改正（案）について

⑧「土浦市建築基準条例」の一部改正（案）について

⑨「土浦市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」の一部改正（案）について

⑩常磐線荒川沖駅自由通路調査設計・修繕工事の変更協定の締結（案）について

⑪市道の路線の認定、廃止及び変更（案）について

⑫専決処分の報告について（和解）

（2）報告事項

⑬りんりんポート土浦管理運営業務に係る公募型プロポーザルの審査結果について

⑭住生活基本計画策定及び公営住宅等長寿命化計画見直し事業について

（3）その他

⑮工事発注状況報告について

⑯地域連携公共ライドシェア事業について

⑰荒川沖駅東西口再編検討調査について

4 その他

⑱茨城県水道事業の広域連携における財政効果について

⑲「土浦市公共施設等再編・再配置計画」に係る進捗状況等について

⑳総合評価方式の改定について

5 閉会

出席委員（7名）

委員長 平石 勝司

副委員長 今野 貴子

委員 竹内 裕

委員 寺内 充

委員 海老原 一郎

委員 下村 壽郎

委員 島岡 宏明

委員 吉田 直起

欠席委員（0名）

説明のため出席した者（17名）

副市長 小林 勉 産業経済部長 塚本 隆行

都市政策部長 飯泉 貴史 建設部長 渡辺 善弘

商工観光課長 沼尻 健 農林水産課 坂本 直親

都市整備課長 福澄 雄祐 公園・施設管理課長 中島 賢市

建築指導課長 齋藤 仁志 道路管理課長 滝田 昌暁

道路建設課長 浅岡 武徳 住宅営繕課長 三浦 誠

下水道課長 室町 和徳 水道課長 和田 利昭

農業委員会事務局長 岡田 将之 行政経営課長 天貝 健一

管財課長 皆藤 秀宏

傍聴者0名

事務局職員出席者 古宮 英剛

○平石委員長 ただ今から産業建設委員会を開催いたします。資料は、サイドブックの「産業建設委員会」「令和7年」「2月26日開催」をお開きください。執行部の皆様は、説明の際にページ数もお願いします。また、委員及び執行部の皆様は、会議録作成のため、発言の際にマイクの使用をお願いいたします。それでは（1）令和7年第1回定例会上程議案等について、①令和7年度土浦市一般会計（特別会計）予算（案）について、執行部より順次、説明をお願いいたします。

○沼尻商工観光課長 商工観光課です。資料の2ページをお願いいたします。商工観光課は土浦全国花火競技大会開催事業でございます。令和7年度は、大正14年に第1回を開催してから100年目の節目の年を迎えます。昨年、大会を中止した経験は、改めて大会運営の難しさを痛感したところでございますが、また今後100年続けていくための、大きな改革のきっかけになったものと捉えております。とはいえ、2億3,000万円という財源の補正は、市民の皆様の血税であることを十分に理解した上で、猛反省をしております。そうしたことから、今年の大会は無事に成功させるだけではなく、これからの花火事業を後世に引きつないでいくための、揺るぎのない、しっかりとした土台を作り上げていきたいと考えております。引き続き委員の皆様から、御指導を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。大会の内容につきましては、競技大会として、これまでと同様に、内閣総理大臣賞や経済産業大臣賞など権威ある賞を授与する大会として、大きな経済効果が見込まれますので、引き続き本市の経済活性化に寄与してまいります。また、今後も続く予想されます資機材等の物価高騰、人件費の高騰に十分耐えうる財源の確保につきましては、産業建設委員会終了後に改めて御提示させていただきますので、よろしくをお願いいたします。つづきまして、資料3ページをお願いします。こちら奨学金返還支援事業並びに地方就職学生支援事業でございます。奨学金返還支援事業は、政策企画課が担当しておりますが、こちらは東京圏の大学を卒業して、本市に就職した方、その方が返済している奨学金の一部を補助するものでございます。商工観光課は、地方就職学生支援事業のほうを担当いたします。こちらは東京圏の大学に在学中の学生を対象として、本市へ就職するための、面接活動等に要した交通費、こちら上限4,260円を支給するものでございます。商工観光課の説明は以上です。

○坂本農林水産課長 農林水産課です。4ページをお開きください。土浦ブランドアッププロジェクト推進事業でございます。この事業は、市内で生産された農産物や農産物加工品をPRすることで、本市のブランド力を向上させ、交

流人口の増加及びまちのにぎわい創出につなげることを目的としております。現在43品目を第5期土浦ブランドとして認定しました。認定期間は3年間としております。令和7年度についての予算ですが、第5期の認定品が決まりましたので、その販売会や試食会を開催し、PR活動に要する経費を計上するものです。つづきまして、5ページをお願いします。日本一のれんこん産地推進事業でございます。この事業は、生産量日本一を誇る本市の特産物である、れんこんについて、多様な取組を進めることで、日本一のれんこん産地としての地位確立を図るものです。令和7年度については、さらなる産地PRや市内消費促進などを進めるため、れんこんサラダ化プロジェクトを推進するとともに、ふるさと納税と連携した取組を進めるための経費を計上するものです。なお、先日メールを差上げたかと存じますが、サラダ化プロジェクトの一環として、本日市内の学校給食で、れんこんポテトサラダを提供しております。つづきまして、6ページをお願いします。畑地帯総合整備事業(虫掛地区)でございます。この事業は、虫掛地区で進めている農地の基盤整備事業で、昨年度、県営土地改良事業としての事業採択を受け、今年度以降に設計、工事等を行っていく予定となっておりましたが、事業開始に必要な地権者からの本同意の取得を得られず、今年度予定していた事業に着手できなかつたものです。令和7年度は、引き続き本同意100%の取得を目指し、取得後に施行申請に向けた作業を進めるため、事業費を計上するものです。つづきまして、7ページをお願いします。かんがい排水事業(木田余地区)でございます。こちらは、揚水機場の機械更新やパイプライン、排水路整備更新など、用水機能改善を県が事業主体となり進めているもので、令和6年度は機械設備発注や排水路整備を実施してまいりました。令和7年度につきましては、引き続き現地での工事施行を進めるため、事業費を計上するものです。農林水産課は以上となります。

○飯泉都市政策部長 つづきまして、都市計画課でございます。8ページをお願いいたします。地域公共交通確保維持改善事業でございます。本事業につきましては、土浦市地域公共交通計画に基づき、地区特性に応じた公共交通で、快適に移動できるまちの実現に向けた取組を推進するものでございます。令和7年度につきましては、乙戸南地区へのコミュニティ交通導入に向けた地元協議会等との協議を進めるほか、地域連携公共ライドシェアの運行を実施し、公共交通不便地域の解消に努めていきたいと考えてございます。つづきまして、9ページをお願いいたします。地域地区等調査事業でございます。本事業につきましては、地域の実情に合った都市計画の見直しを実施するとともに、地区計画の導入等を通して、地区特性に応じた土地利用の誘導を図るものでござい

ます。令和7年度につきましては、主に地区計画区域内の区画道路に係る基礎調査を実施いたします。10ページをお願いいたします。スマートIC整備事業でございます。本事業につきましては、地域生活の充実や地域経済の活性化を図るため、整備を進めるものでございます。令和6年9月に、国による新規事業化の決定がなされたことにつきましては、御案内のとおりでございます。令和7年度につきましては、主に詳細設計や地質調査を行う予定となっております。なお、本事業につきましては、関係機関でありますNEXC O東日本やつくば市等と協議、調整をしながら進めてまいります。説明は以上でございます。

○福澄都市整備課長 都市整備課でございます。11ページをお願いいたします。開発候補地調査検討事業につきましては、スマートインターチェンジ整備及びつくばエクスプレス延伸等、将来の交通ネットワークの形成を見据え、新たな開発候補地を抽出し、開発可能性の調査検討を行いました。今後は前回の検討を踏まえ、効率的かつ効果的な方策により、産業拠点整備を推進します。つづきまして、12ページをお願いいたします。インターチェンジ周辺地区土地利用促進事業につきましては、広域交通ネットワークを活かした適切な土地利用の誘導を行うことにより、民間事業所等の立地促進を図るものでございます。令和6年度におきましては、準備委員会を立ち上げ、事業協力者の公募を進めてまいります。来年度につきましては、基本計画案を事業協力者とともに作成するとともに、地区界の測量を行ってまいります。つづきまして、13ページをお願いいたします。川口ショッピングモール歩行空間再構築事業につきましては、中心市街地の主要な回遊ルートとなっている川口ショッピングモールの歩行空間について、ただの歩道ではなく、活用される魅力ある歩行空間として再構築し、にぎわい創出を図るため、基本構想案の作成をいたしました。来年度は基本計画及び、実施設計を進めてまいります。14ページをお願いいたします。まちなか定住促進支援事業につきましては、定住促進を図る支援制度を活用しまして、居住人口の増加による活力と、にぎわいのある中心市街地の再生を図るものでございます。本事業の内容といたしましては、中ほどにございますとおり、賃貸住宅家賃補助、住宅購入補助とそれらの加算である多世代近居、同居世帯への補助額加算、三つ目といたしまして、賃貸住宅建設補助、こちらの三つの補助となっております。また賃貸住宅家賃補助につきまして、単身学生に対し月1万円の補助を新設いたします。これらの補助制度を活用しまして、中心市街地の定住促進を図ってまいりたいと考えております。15ページをお願いいたします。中心市街地まちなか再生事業につきましては、駅と

亀城公園の中間地点である中央一丁目地区において、商業施設と子育て支援施設等の官民連携した施設の整備により、中心市街地全体のにぎわい創出を図ります。来年度は地区界の測量を行ってまいります。

○**浅岡道路建設課長** 道路建設課でございます。引き続き、御説明いたします。16ページをお願いいたします。橋梁耐震対策・長寿命化修繕事業でございます。新年度の事業内容としましては、常磐道に架かる並木橋の設計及び神立小学校前歩道橋補修工事を進めていく予定でございます。このほか常磐線3号橋架替工事につきましては、JR水戸支社への委託工事として令和7年度完成予定となっております。つづきまして、17ページをお願いいたします。道路新設改良事業でございます。この事業は、狭隘な生活道路の拡幅改良や舗装及び交通安全施設工事などを計画的に実施していくものでございます。新年度の整備予定でございますが、改良工事12路線、延長1,330メートルと測量調査及び実施設計などの11路線、延長2,415メートルを進めていく予定でございます。つづきまして、18ページをお願いいたします。田村沖宿線延伸道路整備事業でございます。この事業は、国道354号のおおつ野団地入口交差点から神立駅東地区方面の区間、延長約2,864メートルを幅員14メートルで整備するもので、今年度は図面の点線部分、Ⅱ期区間の864メートルにおきまして、かすみがうら市の区域において、一部道路改良工事に着手いたしました。新年度の事業内容でございますが、引き続き、かすみがうら市の区域の道路改良工事を進めていく予定でございます。つづきまして、19ページをお願いいたします。荒川沖木田余線（Ⅱ期）整備事業でございます。この事業は、県道土浦港線から都市計画道路真鍋神林線までの延長630メートルを、現在の3車線から4車線に拡幅整備するものでございます。今年度は、用地買収を進めている状況でございます。新年度につきましても、引き続き用地買収を進め、一部盛土工事に着手する予定でございます。つづきまして、20ページをお願いいたします。木田余神立線街路事業（Ⅱ期）でございます。この事業は、都市計画道路中貫白鳥線から北側の未整備区間の延長328メートルを幅員12メートルで整備するもので、今年度は用地買収を進め、一部道路改良工事に着手いたしました。新年度の事業内容でございますが、引き続き用地交渉を進めるとともに、これまで買収してきた箇所におきまして、道路改良工事に着手する予定でございます。道路建設課は以上でございます。

○**室町下水道課長** つづきまして、下水道課でございます。21ページをお願いいたします。都市下水路整備事業及び小規模排水路整備事業でございます。この事業の概要としまして、一つ目の都市下水路整備事業につきましては、平成2

2年度から西根竹の入都市下水路の整備を継続しており、年次計画により整備を進めております。二つ目の小規模排水路整備事業は、都市下水路の整備と同じく浸水対策の一環として、地元からの整備要望などに対応しており、虫掛地内の工事を予定しております。つづきまして、22ページをお願いいたします。公共下水道（汚水）整備事業でございます。新年度につきましては、引き続き、上大津地区や右靱地区など、未整備地区の整備を継続してまいります。つづきまして、23ページをお願いいたします。公共下水道雨水排水路整備事業でございます。事業概要につきましては、現在、二つの雨水幹線を継続整備しているところでございますが、一つ目の木田余1号雨水幹線の整備につきましては、現在、常磐線から木田余ポンプ場までの未整備区間の整備を進めているほか、木田余ポンプ場のポンプ設置工事において、令和6年度から8年度までの継続費を設定し、事業を進めているところでございます。二つ目の神立菅谷雨水幹線の整備でございますが、JR常磐線の横断工事が完了し、引き続き西側の上流区間の整備を継続してまいります。また、菅谷地区におきましては、雨水調整池の工事につきましても、整備を継続してまいりたいと思っております。下水道課からは、以上でございます。

○和田水道課長 引き続き、水道課でございます。24ページをお願いいたします。配水管施設整備事業及び老朽管更新事業でございます。事業の目的につきましては、未給水地域の解消を図るための配水管整備のほか、老朽管更新事業は、更新基準を経過した水道管の更新工事を行うものでございます。事業の概要でございますが、一つ目の配水管施設の整備事業につきましては、昨年度に引き続き、地元要望路線などの新設整備を進めてまいります。つづいて、二つ目の老朽管更新事業につきましては、施設の強化と耐震化を兼ねた、更新工事を計画的に進めてまいります。水道課は、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はございますか。

○竹内委員 5ページの日本一のれんこん産地推進事業。これは私が言ったのではなく、れんこん農家の方たちが言っていたのですが、土浦市は小学校、中学校、高等学校、専門学校が多いよね。学校給食には、どのくらい普及しているのか。私立の学校にも、どのような形でれんこん産地推進をアプローチしているのかな。食べる子たちがたくさんいるのだから、そういう所を照準にして。そして、文書をずっと読んでいくと、今後の予定には、市内飲食店、県などの関係機関とかが書いてあるのだけれども、学校という所は、食べる子が多い所だから、できるだけアプローチして、普及販売をやったほうが良いので

はないかと思うのですが、現在はどういうふうに対応しているのですか。

○坂本農林水産課長 学校給食につきましては、市内の義務教育の学校につきましては、令和5年度の実績で言いますと、れんこんについては、年間18回給食に提供していただいております。給食センターのほうに、数字を確認いたしました。れんこんの旬の時期に提供できるように、ほとんど違うメニューで、18メニューを提供しております。それと私立のほうですが、現在の取組としましては、公立の学校給食センターで調理したものを提供するという流れしかやっておりますので、御提案していただいた私立につきましても、これからお話のほうをしていきたいなと考えております。ありがとうございます。

○竹内委員 つくば市は、研究学園都市だから研究機関がたくさんあるわけよ。JICAがあるわけ。JICAの研究生というのは、農業が主力なわけ。私は毎年国際交流でJICAに行ってますけれど、農作物を作っているわけ。それで収穫物は周辺の研究学園都市施設に普及しているわけ。要するに、食べる人が集中的にいる所、そして宣伝効果がある所、そしたら研究機関、学校、保育園、幼稚園とかいろいろあるけれど、その辺ともう少し緊密な連携をしないと。連携をしているようでしていないんだよね。ということで、れんこん農家のある組合の方たちが、土浦は駄目だな、れんこんを一生懸命やると言って、うちの孫が行っている学校には、れんこんが全然来ていないんだぞとか、私立の高校生の娘を持っている親御さんも全然関係ないよとかだから、やっぱり関係あるようにしてくれるようにお願いします。

○海老原委員 まず3ページ。地方就職学生支援事業の交通費4,260円。これはどこまで行けるのかな。あと、片道なのか、往復なのか。

○沼尻商工観光課長 こちらは東京圏から、土浦市内にということなので、往復の電車賃ということになってございます。

○海老原委員 分かりました。つづきまして、5ページ。前から言っておりますが、れんこん焼酎とそば焼酎の売上が分かるのであればお願いします。あと特にれんこん焼酎については、去年高いやつを販売したよね。それも数字が出せればお願いします。

○坂本農林水産課長 数字のほうは、今手持ちがございませんので、後ほど調べてお示ししたいと思います。

○平石委員長 本委員会の時にお願いします。

○海老原委員 つぎに、8ページ。今回本会議で代表質問をするので、重なるかもしれないんだけど、協議会負担金3,900万円。これ去年は6千何百万円だったと思うのだけれど、約3,000万円違うんだよね。減額の理由を

教えてください。

○飯泉都市政策部長 ただ今の御質問にお答えさせていただきます。公共交通活性化協議会の負担金ですが、委員おっしゃるとおり、令和6年度と令和7年度を比較しますと、約3,000万円、負担金が減っております。この理由につきましては、令和6年度につきまして、当初予算の中で、乙戸南のつちまるバスの運行経費を入れておりました。御案内のとおり、運転手不足等がございまして、令和6年度乙戸南については運行が難しかったということでした。先ほど御説明しましたとおり、来年度については、現在、地元協議会、運行业者とも調整をしております。令和7年度については、当初からはなかなか難しいですけれども、乙戸南地区のつちまるバスの3路線目を是非運行したいということになっております。ただ、当初予算からはなかなか難しいということもございましたので、当初予算のほうには、乙戸南の分、令和7年度については計上をさせていただかなかったというのが理由でございます。

○海老原委員 分かりました。つづきまして、13ページです。直接ではないのだけれど、皆さん御存知のとおり、テレビ番組に出て、シャッターに絵が描かれているよね。あれは、いつまで残しておくのかな。その情報が分かれば教えてください。

○沼尻商工観光課長 この間の「プレバト！！」であったかと思えますけれども、特に期限は定めてございません。

○海老原委員 ということは、モール505の管理組合に任せるということなのかな。

○沼尻商工観光課長 今後、またシャッターアートをやりたいというお話もきておりました。モール505の管理組合と現在対応可能かということで話をさせていただいております。

○海老原委員 繰り返しになりますが、今の絵はモール505の管理組合に任せている、管理も含めて、消すのも含めて。

○沼尻商工観光課長 失礼いたしました。そういったことになります。店舗が入った場合には、そういったことを御了承の上、店舗に入ってくださいような形になります。

○寺内委員 坂本課長。土浦ブランドアッププロジェクト推進事業、これ最初の平成28年の38品目を選定した時には、大々的にマスコミを集めて、紹介とかをやったよね。だから、ものすごくマスコミが取り上げてくれて、宣伝してくれたよね。ところが、そこから43品目になっても、全然それはないんだよね。マスコミの力は大きいから、さっき言ったように、シャッターアートの

所だって、テレビでやって多くの人が見に来てくれているということなんだよね。だから、土浦ブランドの紹介をやる時には、マスコミの方に来てもらって、試食をしてもらって、宣伝をかけてもらうようなことをやらないと、土浦ブランドが43品目ありますよっていても市民の方は分からないし、私らも分からないよ。言葉で43品目が認定になりましたって言っても、市民の人は分からないよ。だから、上手くPRをしないと。マスコミを上手く利用しながらやっていたら、市民の方だってある程度活字は見ているわけだよね。場合によれば、フィルムコミッションもあるわけだから、マスコミを呼んで、番組の所で少し紹介してもらおうということをやれば、お金が掛からなくてPRになるわけだよ。あなたは一生懸命頑張ってくれたから、土浦ブランドに認定しますよっていても、一般の人が分からなかったら、これ以上品目は増えないと思うよ。私は聞かれますよ、土浦ブランドって何なのって。43品目あるけれど、私たちも存じ上げないってぐらいの回答しかできなくなってしまうので、例えば、市役所のあそこに見に行ってください、そちらに土浦ブランドが飾ってありますからということで、レイアウトを取るようなことをやらないと、市民の方への認知度が低くなってしまおうと思うんだよね。だから、農林水産課だけでやるのではなくて、例えば広報広聴課と一緒にやって、そういうものをしていくことを検討してくださいよ。答弁はいいから。

○平石委員長 要望ということでよろしくお願ひします。私のほうから1点だけ。11ページの開発候補地調査検討事業です。今度TXとスマートインターチェンジの周辺を開発するというお話で、TXは大分先だと思いますが、スマートインターチェンジについては、ある程度先も見えているのかなと思います。具体的にはこれはいろいろな事業者やいろいろな方へのヒアリングとか、具体的に検討に入るといふことによろしいのでしょうか。

○福澄都市整備課長 来年度以降に事業者との需要調査が必要になってくると思いますので、やらせていただきたいと思います。

○平石委員長 分かりました。是非スマートインターチェンジの周辺開発というのは、土浦市にとって一番価値のあることかなと思っています。そういった意味で、言い方が語弊あるかもしれないですが、物流系の倉庫ばかり増えても厳しいのかなと思いますので、是非雇用が生まれるような企業とか、今はスマートインターチェンジには道の駅が併設する等、そういう商業施設関係もあると思いますので、そういうことも含めて御検討していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

○竹内委員 13ページ。これ本会議の代表質問で通告を出しているの、そ

こでも質問をしますが、川口ショッピングモール歩行空間再構築事業。この文章をずっと読んでいくと、現況の課題や地元関係者の意見を踏まえ、活用構想案の作成を進めましたと。下のほうにいくと、にぎわい創出に向け、活用される魅力ある歩行空間の再構築を推進します、またもう一つ下にいくと、多くに人が行き交い、交流する空間が創出され、中心市街地の活性化に寄与しますと、何回もこの文章は、今まで読んできた文章なんですよ。モールについては、起業家を集めて、オフィス化して起業する方はやってくださいということで、やったこともあるよね。結構一時期、人が来てくれたのだけれども、今行ってみると2階、3階は空き店舗が多くて、1階は何とかで、ここにまた新しく歩行空間でどうのこうので、モールそのものがこれからどういうふうに、ここに書いてあるようなイメージを具体化するために、どういう案を持っていて、進めているのか。それを聞かないと、簡単にこれを賛成できないんだよね。

○沼尻商工観光課長 商工観光課のほうで、開業支援ということで、モールの空き店舗でお店をやりたいといった方に対して、家賃補助や改装費とか、そういった補助をしておりますが、現在72店舗空いているという状況でございます。そういった所で、商工観光課のほうでも開業セミナーとか若い方に、こういった所で会議はどうですかというような御提案はしております。

○福澄都市整備課長 私たちはモール本体を所有しているわけではないですが、現在大分古くなってしまっている、水が流れていない水路が残っていたり、止まっているエスカレーターがあったり、こういうものが現在、寂れた雰囲気みたいな状況を出していると同いました。こういったものは、全て撤去、再編して、そうすると広い余地ができますので、そういった場所には道路占用の許可の歩行道制度というのを利用して、皆様がコンテナハウスとか置けるような状況について、モール本体だけではなく、全面の所でバックアップしていくという形をとりたいと考えております。

○竹内委員 モール505の活性化というのは、長い年月、今までやってきたわけよね。先ほど言ったように起業家を集めようというのでオフィスを貸しません、新しい仕事をモールで始めたらどうですかというので、結構人が来て、良かったけれど、あれも駄目になってしまって、それからずっと空いたままなのですが、管理組合のほうでは、モール505の空室をどういうふうにして、埋めていこうという案を持っているのかな。そして、行政はそれに対して、連携をして、一緒に空室を一つでも二つでも埋めていこうとしているのか。例えば、貸し料を安くするとか補助をするとか、そのような大胆なことでもやらない限り、モール505に手を挙げて、入ってくる企業とかお客さんはそういないと

思うんですよ、今の状況は。そういうような抜本的な、思い切った案を打ち出すような話などはあるのですかね。

○沼尻商工観光課長 先ほども申し上げましたけれども、商工観光課のほうでは家賃補助、それから改装費の補助、そういったことで、モールでやってくださいというようなお話はさせていただいております。モールの管理組合さんとは年中やりとりをしておりますけれども、こちらの提案として、先ほど竹内委員がおっしゃったとおり、家賃を少し下げてみたらどうですか、そういったお話をさせていただいております。ただ管理されているのが、モールさんですので、そこまではなかなかできない状況でございます。

○島岡委員 皆さん土浦第一高等学校と常総学院高等学校に、議会報告会に行きましたよね。その時に、子供たちが図書館も満席になっていて、場所がないので、モール505を勉強部屋ではないけれども、集まれる部屋にしてもらえませんかという話をしておったのを覚えていませんか。それも一つの手ではないかと。議会報告会で子供たちから、そういう意見が結構出たんですよ。

○平石委員長 御意見、御提案ということで、よろしく願いいたします。

○海老原委員 少し教えてほしいのは、モール505に古くなってきたトイレ、それからステージ、あとエスカレーター。あれは市で、エレベーターは組合のものか、そこだけ教えてください。

○中島公園・施設管理課長 モール505の区分けを御説明させていただきますと、川口ショッピングモールというのは、歩道の部分です。高架道の下、歩行者空間です。海老原委員がおっしゃられたトイレ、あとエスカレーターが止まっていますけれども、あと広場のステージは市の所有となっています。一方で、今議論になっています建物のほうは、川口ショッピングセンターザ・モール505というのが正式名でして、モール505というのが民間の施設、その前のモールのほうが市の管理施設になっております。

○平石委員長 よろしいですか、竹内委員。つづきは代表質問で、よろしく願いしたいと思います。そのほか、ございませんか。

(「なし」という声あり)

○平石委員長 つづいて、②令和6年度土浦市一般会計補正予算(第7回)(案)について、執行部より順次、説明をお願いいたします。

○沼尻商工観光課長 それでは、資料2ページをお願いいたします。こちら総務省の補助金を活用しました「地域経済循環創造事業」でございます。12月定例会で途中経過を御報告させていただいておりますが、昨年8月にプロポーザル方式の公募を行いまして、土浦市沢辺の株式会社豊栄様、佐藤酒店様に

決定しておりましたが、国の予算不足の関係で一旦ストップをしておりました。その後、臨時国会での補正予算が成立しましたので、先月の1月末に総務省へ申請書を提出しまして、現在審査中となっております。当初、補助予定額5,000万円で設定しておりましたが、実際に申請された補助予定額が1,629万円となりましたので、減額補正をするものでございます。また資料3ページになりますが、総務省から補助金の交付決定が3月末になるというお話を聞いておりますので、3ページのとおり、繰越明許事業として、全額を令和7年度に繰越すものでございます。商工観光課は、以上です。

○坂本農林水産課長 農林水産課です。4ページをお開きください。はじめに歳入となります。歳入は9件ございます。歳入の補正の主な理由は、事業実績による補助金及び交付金額の確定に伴う減額補正によるものです。6ページをお願いします。表2段目の福島原子力発電所事故に伴う損害賠償金につきましては、損害賠償請求は毎年行っておりましたが、このたび3年分がまとめて支払われたことによる増額補正となります。つづきまして、7ページをお願いいたします。歳出について、御説明いたします。歳出は12件ございます。こちらも歳入と同様に、補正の主な理由は事業の確定等に伴う減額補正によるものです。10ページをお願いいたします。2段目のかんがい排水事業（木田余地区）は説明欄にございますように、令和7年度事業費の一部を国が前倒しして交付することとなり、市としても負担分の補正予算を編成することに伴う当該予算額の増額補正となります。次のページをお願いいたします。11ページの上段の農業用河川工作物応急対策事業（沢辺堰地区）につきましても、木田余地区と同様の理由による増額補正となります。12ページをお願いいたします。繰越明許事業は3件となります。上の段と一番下の段の木田余地区、沢辺堰地区の繰越理由につきましては、先ほど御説明したとおり、国の前倒し補正の関係によるものです。中段の農業水路等長寿命化防災減災事業沖宿地区につきましては、排水ポンプ更新工事が竣工までに不足の日数を要し、年度内完了が困難なため、繰越をするものです。この3件の繰越明許については、事業主体は土地改良区のため負担金としての繰越となります。説明は以上でございます。

○岡田農業委員会事務局長 つづきまして、農業委員会です。13ページをお願いいたします。補正案件が3件ほどございまして、いずれも、歳入は17款県支出金における1節農業費交付金でございます。1件目は、適用にございませぬ機構集積協力金でございまして、当初見込んでいたような、まとまった形での貸付に至らず、交付対象とならなかったことから減額するものでございます。つづきまして、14ページをお願いいたします。2件目は、農地利用最適化交

付金でございまして、当初の見込みより県からの配分が少なかったことから、減額するものでございます。次の15ページをお願いいたします。こちらは、リーディングプレーヤー事業農地貸付協力金でございまして、こちらも交付要件に適合する対象事業がなかったため、減額するものでございます。説明は以上となります。

○飯泉都市政策部長 つづきまして、都市計画課でございまして、16ページをお願いいたします。はじめに歳入について御説明させていただきます。1行目の協働のまちづくり基金利子につきましては、利子確定による増額となっております。2行目の協働のまちづくり基金繰入金につきましては、本年度の協働のまちづくりファンド事業の事業費確定に伴う減となっております。つづきまして、17ページをお願いいたします。歳出でございまして、1行目の協働のまちづくりファンド事業につきましては、事業費の確定に伴う減額の補正を行うとともに、基金積立金の利子確定による増額の補正を行うものとなっております。2行目の自転車ネットワーク整備事業につきましては、自転車のまちづくり構想策定委託料の事業費確定による減となっております。つづきまして、18ページをお願いいたします。繰越明許事業でございまして、1行目の地域地区等調査事業と、3行目のスマートIC整備事業につきましては、関係機関等との協議調整に不測の日数を要したことから、委託料の繰越をお願いするものでございます。2行目の自転車ネットワーク整備事業につきましても、関係機関等との協議調整に不測の日数を要したことから、工事請負費の繰越をお願いするものでございます。説明は以上となります。

○福澄都市整備課長 都市整備課でございまして、23ページをお願いいたします。はじめに歳入につきまして、説明をさせていただきます。まちなか定住促進支援事業費につきましては、賃貸住宅建設補助金は申請があったものの、建設が来年度となることから、補正減とさせていただきます。つづきまして、24ページをお願いいたします。歳出でございまして、1段目と3段目の開発候補地調査検討事業とインターチェンジ周辺地区土地利用促進事業につきましては、入札差金が生じたことによる減額となります。2段目の神立駅西地区土地地区画整理事業につきましては、土浦・かすみがうら土地地区画整理一部事務組合の清算金額が確定したことによる負担金の減でございます。一番下のまちなか定住促進支援事業は、支出の見込みがないことからの補正減となります。25ページをお願いいたします。繰越明許事業でございまして、一段目のインターチェンジ周辺地区土地利用促進事業につきましては、民間事業者の公募条件について、調整に不測の日数を要したものでございます。2段目の中心市街地まち

なか再生事業については、東屋の建築に当たり、地元との調整や、建築審査会など、不測の日数を要したものでございます。都市整備課からの、説明は以上でございます。

○中島公園・施設管理課長 つづきまして、公園・施設管理課です。29ページをお願いいたします。債務負担行為の変更案となります。内容につきましては、30ページをお願いいたします。荒川沖駅自由通路改修工事委託につきましては、令和6年度当初予算に、本年度は調査設計費を、令和7年度は工事費を債務負担行為として設定し、東日本旅客鉄道株式会社と協定を締結し、事業を進めているところです。本年度の詳細調査におきまして、新たな修繕箇所が判明したことから債務負担行為の増額変更をさせていただくもので、内容の詳細につきましては、この後の⑩変更協定の締結案で御説明させていただきます。つぎに、繰越明許事業案となります。31ページをお願いいたします。亀城公園濠水浄化施設更新におきましては、ろ過装置など製品の製作に時間を要しているところでございます。また、霞ヶ浦総合公園民間活力導入検討調査におきましては、本年度、Park-PFIなどの官民連携を見据えた民間事業者へのサウンディングを実施しておりますが、事業者の参入検討への時間を確保することから、繰越措置をお願いするものです。32ページは契約内容、33ページは位置図、現況写真となっております。説明は以上でございます。

○齋藤建築指導課長 つづきまして、建築指導課でございます。34ページをお願いいたします。はじめに歳入の補正です。いずれも事業費確定に伴う補助金、交付金の歳入減となります。表中の1番上と4番目につきましては、避難路沿道の建築物耐震診断に関する国費及び県費となりますが、事業実施に至らなかったことによる減。表中の2番目と5番目につきましては、ブロック塀の撤去に関する国費、県費となりますが、申請件数が少なかったことによる減。表中の3番目につきましては、大規模盛土造成地変動予測調査業務委託に関する事業費の確定に伴う国費の減となります。35ページをお願いいたします。歳出について御説明となります。一つ目は、避難路沿道建築物の耐震診断に係る補助金で、歳入のところでも御説明しましたが、実施に至らなかったことによる皆減。二つ目は、ブロック塀の撤去費補助金となりますが、10件分の事業費を見込んでいたところ申請が3件にとどまったことによる減。三つ目は大規模盛土造成地変動予測調査業務委託で入札による事業費確定による減となります。建築指導課は以上です。

○滝田道路管理課長 道路管理課でございます。36ページをお願いいたします。歳入の補正が、3件ございます。いずれも国や県に予算要求いたしました

交付金や負担金の決定額が、要求額を下回ったことにより減額でございます。つづきまして、37ページをお願いいたします。歳出の補正です。道路ストック修繕事業でございます。この事業は、入札により事業費が決定しましたが、入札差金を減額するものでございます。つづきまして、38ページをお願いいたします。繰越明許事業でございます。道路維持補修事業で委託1件、工事1件でございます。委託でございますが、こちらは道路上に不法投棄されました産業廃棄物の処分であり、受入先との調整に日数を要したことによる繰越でございます。つぎに、工事でございますが、荒川沖駅西口付近の舗装工事で、沿線住民との調整に不足の日数を要したことによる繰越でございます。なお、事業一覧と位置図が39ページから41ページにございますので、御確認のほどよろしくをお願いいたします。説明につきましては、以上でございます。

○**浅岡道路建設課長** 道路建設課でございます。42ページをお願いいたします。はじめに、一般会計、歳入の補正でございます。1段目の田村沖宿線延伸道路整備事業をお願いいたします。こちらにつきましては、現在進めております田村沖宿線延伸道路の未整備区間、延長864メートルにおきまして、今年度の予算として、支出した工事費及び補償費に対し、国の交付金を除いた額の20%に相当する額をかすみがうら市に負担いただくものでございます。今年度、かすみがうら市との負担割合を変更したため、歳入予算を減額補正するものでございます。つづきまして、上から2段目の道路新設改良事業から、43ページの2段目の田村沖宿線延伸道路整備事業でございます。荒川沖木田余線Ⅱ期整備事業以外、何れも当初予算額に対しまして、国からの補助金、交付金の最終交付決定額が下回ったことに伴います減額補正でございます。荒川沖木田余線Ⅱ期整備事業につきましては、補助金の追加配分がございましたことから増額補正となっております。下段の木田余神立線街路事業（Ⅱ期）につきましては、用地交渉に不足の日数を要したため減額補正をするものでございます。以上が歳入の補正でございます。つづきまして、44ページをお願いいたします。ここから一般会計、歳出の補正でございます。1段目の橋梁定期点検事業及び2段目の橋梁耐震対策・長寿命化修繕事業につきましては、委託料でございます。今年度、実施した橋梁定期点検や、耐震長寿命化設計委託におきまして、入札差金が生じたため、減額補正するものでございます。3段目、4段目の常名虫掛線街路事業の委託料及び工事請負費につきましては、都市計画決定の変更が生じたため、減額補正するものです。つづきまして、45ページをお願いいたします。田村沖宿線延伸道路整備事業につきましては、1段目の役務費から3段目の補償補填及び賠償金において、道路線形の変更を行い、事業を見直

したことによる減額補正でございます。下段の荒川沖木田余線（Ⅱ期）整備事業の役務費から46ページの2段目の補償補填及び賠償金までにつきましては、用地交渉に不足の日数を要したため減額補正するものでございます。3段目の木田余神立線街路事業（Ⅱ期）の役務費から47ページの補償補填及び賠償金につきましては、交渉が難航した地権者がおりましたことから、それぞれ減額補正をするものでございます。以上が歳出の補正でございます。つづきまして、48ページをお願いいたします。繰越明許事業の案でございます。橋梁耐震対策・長寿命化修繕事業につきましては、委託1件と工事2件でございます。いずれも、JR水戸支社、設計業務委託に調整に日数を要したことにより、年度内に完成することが困難となったものでございます。つづきまして、49ページをお願いいたします。1行目の道路新設改良事業でございます。測量調査や設計委託5件は、地元との調整に日数を要したものでございます。また、改良工事9件、用地4件と補償6件につきましては、用地や補償交渉及び電柱移設などに日数を要したことにより、年度内に完成することが困難となったものでございます。つづきまして、2行目のバリアフリー特定事業でございます。工事1件は、沿線住民との調整に日数を要し、年度内完成が困難になったものです。つづきまして、50ページをお願いいたします。枠の中の1行目、田村沖宿延伸道路整備事業の工事1件につきましては、道路線形決定に日数を要し、年度内完成が困難になったものです。2行目の荒川沖木田余線（Ⅱ期）整備事業の鑑定1件、用地5件、補償11件と3行目の木田余神立線街路事業（Ⅱ期）の工事1件につきましては、関係機関との調整及び用地交渉に日数を要したことにより年度内完成が困難になったものでございます。事業ごとの詳細一覧と繰越案件の位置図につきましては、51ページから80ページまでとなっておりますので、御確認いただければと存じます。道路建設課は以上でございます。

○三浦住宅営繕課長 住宅営繕課でございます。81ページをお願いいたします。繰越明許事業となります。市営中村住宅2号棟104号室復旧工事につきましては、実施した入札に応札者がいなかったため、入札不調となったことから、再入札の準備時間を要し、年度内完成が困難なことから、繰越をさせていただくものです。説明は以上となります。

○室町下水道課長 下水道課でございます。83ページをお願いいたします。繰越明許事業の案でございます。下水道課では、二つの事業において、繰越をお願いするもので、表1段目の都市下水路整備事業と2段目の小規模排水路整備事業でございます。それぞれ共に、地元住民との調整に時間を要し、発注が遅れたことにより繰越をお願いするものでございます。84ページをお願いい

たします。都市下水路整備事業における繰越事業一覧となり、繰越をする案件は、この表にございます荒川沖都市下水路実施設計委託となります。86ページをお願いします。小規模排水路整備事業における繰越事業一覧となり、繰越をする案件は、この表にございます虫掛地区小規模排水路施設整備工事のほか、付随する補償費及び鑑定料となります。下水道課からは以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。

○下村委員 何点かあって、よろしいですか。4ページは農林水産課かな。新規就農者のことですが、新規就農者支援事業の対象者が減と言うけれど、これはどのぐらいの人数だったのでしょうか。なぜ1,400万円を減額しなくてはいけないのかを、もう少し農林水産課が頑張っていて、新規就農に対する支援をどのようにして行うかを考えて、執行していけば良いのかなという、そんな思いです。

○平石委員長 なければ、後ほどよろしくお願いいたします。

○下村委員 後にしますね。次の12ページ、沖宿の農業用排水ポンプ。沖宿土地改良区実施の農業用排水ポンプ更新工事。これは2年前の台風2号だったかな。6月2日から3日未明にかけての台風で、農業用水路を更新するというようなことをやって、竣工までの不足の日数を要し、年度内完了ができないなんて、話にならないわけだよね。だから、もう少し突き詰めたやり方をして欲しいという、そこら辺の説明が欲しいです。これも後でもいいです。そして、15ページ。リーディングプレーヤー。これはどういう募集の仕方、捉え方をしているのか。いわゆる、10アールで1万5,000円。これはどういう見方をして、補正で減額をしたのかの経緯が分からない。リーディングプレーヤーは、県が一生懸命やっているんじゃないの。これを農業委員会のほうが、どのようにして後押しをするんだということが、明確ではないと感じるんです。その辺も後で、説明をいただきたいです。これは農業関係。あと2、3点。17ページ。自転車のまちづくりというやつかな。構想策定委託料の事業費に関して、53万円ほど減額したのだけれども、実は自転車ネットワーク整備事業に合わせて、土浦市セーリング連盟の土浦市長はセーリング連盟の会長をやっているぐらいなんだから、そこら辺もう少し開発しながら、具体的にはセーリングと自転車を抱き合わせたようなことを考えていくと大分変わると思えます。もう少し後で言いたいことがありますので、この辺で。この辺はよく考えていただきたいなど。だから、減額になってしまうのかなという、これは少し違う意味の減額ですが、頑張っていたきたいなと思えます。それと、25ペ

ージ。中心市街地まちなか再生事業。いろいろなことをやっているのですが、ここに当てはまるか分からないんだけど、川口運動公園のほうまで、民間事業者の活用してもらうためにサウンディングをかけて、いろいろやっているというようなことを言っているのですが、私が感じるのは、サウンディングをしていますということだけではなく、自分たちでもやらないといけないこともあると思うんですよ。例えば、川口運動公園の近くのラクスマリーナをもっと綺麗にするとかということをしなないと、サウンディング業者が来ても、こんな汚い所ではやらない、来たくないよねとなったら、どうするのですかという話をしたいわけです。もう少し自分たちもやらなければいけないこともあるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。次の34ページ。建築指導課の避難路沿道建築物耐震診断補助金の申請がなされなかったということで、減額にしたのだけれども、避難路沿道ということは、例えば大規模な地震が発生した時には、倒壊する可能性があって、幹線道路が倒壊した場合には、公的な支援だとか市民に対する支援ができなくなってしまいます。だから、建築指導課がそこら辺を、これは診断しないといけないですよという指導ができるような条例が必要なのもかもしれない。申請がされなかったから減額ではなくて、もう少し頑張って建築指導課から指導をして、耐震診断を受けてください、補助金が出ますよということで、診断を促す意味で指導ができないのかなというふうに感じておりますので、この辺の改善をしていただければと思います。それと81ページ。住宅営繕課。入札を行ったが不調となりという、これは入札参加者がいなかったということですか。

○三浦住宅営繕課長 入札を実施しましたが、予定価格を上回る入札が入っていましたので、入札が無効になったものでございます。

○下村委員 分かりました。そうすると、再入札をするのに予定価格を上げるのか、上げないのか。

○三浦住宅営繕課長 精査の結果、積算基準に基づいての金額ですので、これについては金額の変更がございませんでした。ただ、入札の参加資格というところを広げて、入札を行ったところでございます。

○下村委員 1回目の入札が不調だから、その1回目に入った業者は省くとなると限定されるので、入札参加資格を広げたということによろしいのでしょうか。

○三浦住宅営繕課長 1回目の入札の方を省くということはないのですが、委員おっしゃるように、参加者を広げたというところでございます。

○下村委員 1回目の入札金額で不調にした業者は、2回目の入札金額を変え

ない限りは入れないでしょ。だって、その金額に応じることができなかったんだから。そうだと思うんですが、どうなんですか。

○三浦住宅営繕課長 おっしゃるとおりだと思います。しかし、入札に参加できないということではございませんので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○下村委員 それ管財課の規定で何かないのですか。

○皆藤管財課長 管財課でございます。今回の案件につきましては、ほかの案件でもあるのですけれども、不調になった場合、基本的に最初市内業者という枠でやった場合、応札者がいなかった、金額面で不調になってしまった、その後については、県内に広げるとか、県外まで広げるというようなことで実施は通常通りしております。そのことで、前回の市内業者が入れないというようなルールはございません。広げることはあっても、今までの市内業者を排除してしまうというルールはございません。

○下村委員 この入札に限ってだよ。1回目入札の応募をして、その金額で落札できなかったのだから、金額を上げない時には、その応札できなかった参加者は3社であろうが、5社であろうが入れないでしょう。入札のそこのルールが分からないんだけど。

○渡辺建設部長 今回について、もう一度確認します。一度入札を行いました。予定価格は公表しております。そこに対して、予定価格より高く入れてきた業者がいました。普通は想定がないものです。予定価格を公表している限りは、予定価格を公表していて、それでできない限りは応札がないのが普通なのですが、なぜか応札してきたと。ただ一般競争入札でやっていますので、私たちとしては、公的な機関を通して、公的な単価、人件費も見直しをしたりしながら、積算をしたら、1,500万円が妥当だということで、もう一度入札をやりたいということで、皆藤管財課長からあったとおりに、その場合には、市内の業者では応募がなかったのだから、一回り広げようかなと。ただ、市内の業者もその時の入札は手が空いていなくてできなかったかもしれないけれど、今回は手が空いたのでやりたいという業者がほかにもいるかもしれない。ただ、下村委員がおっしゃるように、1回目の時に、私はこの金額ではないとできませんという意思表示をした業者は入ってはいけないというルールはないのですが、通常は入ってこないということが予測される場所です。

○下村委員 通常は入ってこないのではなく、入ってきたとしても同じ金額だったら、あなたの所は前に応札できなかったのだから、御辞退いただきますかという話だと思うのですよ。ルールの的にはおかしいと思う。条件が同じだっ

たら、前も出てきて、応札できなくて、どこかが落札してれば良いよ、これは不調なんだから。次の段階で同じ金額の時に同じ業者がまた出てきて、それで落札してしまったらおかしいでしょう。そういう話だろうと思うんですよ。落札したかどうかは分からないけれども、そういうのはルールを決めておかないと、談合みたいな話につながってしまうと嫌なので、しっかりその辺も決めたルールを作っておくべきだろうと考えます。御検討いただくようによろしくお願いいたします。

○齋藤建築指導課長 建築指導課です。34ページの避難路沿道の建築についてのお話でございますが、こちらにつきましては県が指定した避難路沿いで、地震で倒壊した場合、道の半分以上を塞いでしまう可能性がある建物が対象ということになってございます。所有者とは、密に連絡を取っておりまして、今年度も構造を市内の設計屋に協力をいただいて、見積をもらい、やりとりをして、金額が合う合わないとかをやってございます。また県内でもたくさんあるのですが、ほかの行政庁とも情報交換をしまして、少しでも安くやっていただける業者がいれば、そこを紹介するとか、密に連絡を取っておりますので、今後も継続をしてやっていきたいと考えております。

○坂本農林水産課長 先ほど、御質問いただきました4ページの補正、新規就農者育成総合対策補助金につきましては、5人が対象で補助をしております。補正の減額が多くなったのは、基本は年間150万円を就農しながら支援を受けられる制度が5人なのですが、そのほかに設備投資について、例えば自分で大きな精米の施設を建てる等、そういった事業に使える予算もございます。それを前年度に使われた方がいらっしゃったので、今年度も750万円を予算化しておりましたが、設備投資に手を挙げる方がいらっしゃらなかったことよって、減額をしたものでございます。つづきまして、12ページの沖宿土地改良区につきましては、委員おっしゃるように、台風でポンプ2台のうち1台が故障中で、大変心配をしております。事業採択が早かったので、年度当初から地元と設計のほうで話をしていたのですが、設計とメーカーの制作に時間を要してしまったようで、竣工が遅れてしまっているということで、現在進めている最中でございます。

○岡田農業委員会事務局長 農業委員会です。15ページのリーディングアグリプレーヤーについて御質問をいただいた内容につきまして、御説明させていただきます。こちらの事業は畑地において、規模拡大をする方について、重点支援地域ということで設定をして、補助をするという内容でございます。13ページの地域集積協力金というところで減額しているものがあるのですが、こ

ちらで手野町を地域集積協力金ということで設定したものと併せまして、リーディングアグリプレーヤーというところの重点支援地域ということで定めたものでございます。内容としましては、れんこんが比較的の主の地域ですので、畑はなかなか耕作者が見つからないだろうということもあって、その地域を選定したところなのですが、個人が面積の大きな所を1度に耕作するというのが、実際難しいこともございましたので、県の企業参入支援センターという農業に参入する企業を紹介してくれるようなことを行っている機関があり、そちらに協力等も依頼して、企業でまとまった面積を作ってもらおう場所をどこか紹介してもらえないかという働きかけを継続して行っているところではございます。ただ、何件か見にきていただいているのですが、区画が小さかったり、貸しても良いという意向を聞いたとしても、飛び飛びになっているような所もあったりして、企業側とすると機械が入れないと、まとまった面積を作るのが難しいというような感想をいただいております。今年度は、リーディングアグリプレーヤーという形で、まとまった貸付けには至らなかったのですが、継続して企業参入の所に協力をいただきながら、今後も検討していきたいと考えております。

○飯泉都市政策部長 先ほど、下村委員から18ページの自転車ネットワーク整備事業の御意見がございました。こちらにつきましては、令和2年度から5年間の計画で自転車のまちづくり構想というものを、全庁を挙げた取組として様々な事業を位置付けております。その中で、自転車ネットワーク整備事業につきましては、安心して安全な走行空間の確保ということで、観光ルート、あとは高校生の自転車の通学ルート、そういったものをこのネットワークの中で定めております。今年度は最終年度となり、来年度から5年間の2期計画を作る策定の委託料の差金ということでございます。先ほどセーリングの話がございましたが、そちらについては、自転車のまちづくり構想の計画ですので、別にまた研究をさせていただければと思います。

○下村委員 農業委員会の畑地、手野町とか田村はれんこんが多い話だよ。それで、企業にやってもらうんだという話ですが、なぜ企業だけなんだという話。もっと新規就農をするというのだから、企業だけに限らないと思うので、そこら辺も含めてよく考えて、PR作戦を考えていかないと駄目だと思うんですよ。有機農業、有機栽培もあるし、県も国もいろいろな有機栽培に関して、すごく力を入れてきているわけですよ。かすみがうら市はその辺をやっているわけだから。土浦市は小さい耕作をしていたって、10アールでやっていたら、10人やったら、それは100になるんだよ。だから別段、大

規模な所にばかりやってくれというのではなくて、人生をエンジョイする人もたくさんいるから、頑張ってPRして欲しいと思います。

○岡田農業委員会事務局長 そういった有機農業の件も含めて、農林水産課とも連携をしながら、PRを継続してまいりたいと思います。

○平石委員長 そのほか、ございませんか。

(「なし」という声あり)

○平石委員長 つづいて、③令和6年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算(第2回)(案)について、説明をお願いいたします。

○中島公園・施設管理課長 公園・施設管理課でございます。産業建設委員会資料の③令和6年度土浦市駐車事業特別会計補正予算(第2回)(案)をお願いいたします。それでは、表紙をおめくりいただき、2ページをお願いいたします。繰越明許事業(案)となります。前回の委員会の入札案件で御報告させていただいた案件でございます。駅東西駐車場防火シャッター修繕工事におきましては、本年度の防火設備点検において、昨年9月に指摘がありまして、その後、工事発注の調整を進めてまいりましたが、発注時期が年度後半となりましたことから、繰越措置をお願いするものです。3ページは契約内容、4ページは位置図となっております。説明は以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○平石委員長 つづいて、④令和6年度土浦市下水道事業会計補正予算(第3回)(案)について、説明をお願いいたします。

○室町下水道課長 下水道課でございます。サイドブックスの④番をお願いいたします。別添資料4の令和6年度土浦市下水道事業会計補正予算(第3回)(案)につきまして、サイドブックスの2ページをお願いいたします。令和6年度土浦市下水道事業会計では、二つの事業について、補正をお願いするものです。収益的支出の1款、1項、営業費の15節委託料の下水道料金徴収業務委託事業の補正につきましては、現在、第一環境に下水道使用料徴収業務を委託しておりますが、委託当初において、見込んでいない郵便料金の値上げが発生しまして、その値上げ分の差額を支払うために補正増をお願いするものでございます。つぎに、表中段にございます23節負担金の流域下水道維持管理事業でございます。土浦市の汚水につきましては、茨城県管理の流域下水道の処理場におきまして、汚水処理を行っていただいておりますが、この汚水処理に係る汚水処理負担金につきましては、令和6年度より電力高騰分が上乘せされ

ておりますが、県の予算で電力高騰分を賄うことが出来たことにより、負担金が減額されたことにより補正減を行うものです。なお、この二つの事業を相殺しますと、7,915万4,000円の補正減となることから、その分、収入における他会計補助金の減額補正をお願いするものでございます。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○平石委員長 つづいて、⑤令和6年度土浦市水道事業会計補正予算（第3回）（案）について、説明をお願いいたします。

○和田水道課長 水道課でございます。サイドボックス⑤をお願いいたします。別添資料5の令和6年度土浦市水道事業会計補正予算（第3回）（案）につきまして、2ページをお願いいたします。水道事業会計の歳出、収益的支出におきまして、増額補正をお願いするものでございます。補正内容につきましては、水道料金の徴収業務委託におきまして、昨年10月の郵便料金の値上げにより、水道料金の納付書などの発送に係る経費が増加したことから、207万8,000円の増額をお願いするものでございます。水道課は、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○平石委員長 つづいて、⑥「土浦市手数料条例」の一部改正（案）について、説明をお願いいたします。

○三浦住宅営繕課長 サイドボックスの⑥をお願いいたします。別添資料6の「土浦市手数料条例」の一部改正（案）について御説明いたします。2ページをお願いいたします。土浦市手数料条例の一部改正でございますが、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正により、マンション管理適正化推進計画を定めた地方自治体は、マンションの管理組合が作成した管理計画が一定の基準を満たした場合、当該管理計画を認定することができることとなりました。このマンション管理適正化推進計画につきましては、現在策定中の住生活基本計画に内包し、4月1日からの実施を予定していることから、認定審査のため、1計画当たり4,000円等の手数料を定めるものでございます。なお、次のページの6ページから改正条文で、7ページから10ページまでが新旧対照表となっております。また、このマンション管理適正化推進計画を含めた住生活基本計画と関連いたします市営住宅等長寿命化計画につきましては、

この後の報告事項、⑭計画策定等の事業についてで、御説明差し上げますので
よろしく願いいたします。住宅営繕から以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問は
ございますか。

(「なし」という声あり)

○平石委員長 つづいて、⑦「土浦市手数料条例」の一部改正(案)について、
説明をお願いいたします。

○齋藤建築指導課長 建築指導課でございます。別添資料の7をお願いします。
2ページをお願いします。「土浦市手数料条例」の一部改正(案)につきましては、
脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に
関する法律により、関係する法令の一部が改正されることに伴い、関連する土
浦市手数料条例の一部を改正するものでございます。改正の概要ですが、①に
つきましては、全ての建物に省エネ基準の適合義務が生じることに伴い、関連
する審査等に係る手数料を追加するもの。②は宅地造成及び特定盛土等規制法
の一部改正に伴い、今後県内で一定規模の盛土を行う場合、事前に茨城県の許
可が必要になりますが、その中でも開発行為に伴うもの、また中間検査が必要
なものについては、市の方で中間検査を行うことに伴い、この中間検査のため
の手数料を追加するというものです。③につきましては、建築基準法の一部改
正に伴いまして、審査に必要な書類が増えるということになります。それに伴
うもので、省エネの基準に適合するかどうかの判定を必要とすることから、そ
れらの手数料を新設するというものでございます。施行日は、令和7年4月1
日。なお、3ページから62ページが案文、63ページから223ページが新
旧対照表となっております。説明は以上です。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問は
ございますか。

(「なし」という声あり)

○平石委員長 つづいて、⑧「土浦市建築基準条例」の一部改正(案)につい
て、説明をお願いいたします。

○齋藤建築指導課長 建築指導課でございます。別添資料8をお願いいたしま
す。2ページをお願いします。「土浦市建築基準条例」の一部改正(案)につ
きましては、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向
上に関する法律等の一部を改正する法律により、建築基準法が一部改正されま
した。それに伴う改正を行うものとなっております。改正の概要ですが、①
については、高い耐火性能を有する壁等で区画された場合、今まで一つの建物

と見なくてはいけなかったものを別の建物として基準法を適合することができること。②についても同様に、区画を設けることで、避難関係規定の緩和規定を設けるもの。③番につきましては、既存不適格建築物の増築時に係る既存部分への遡及適用に関する規制緩和措置を拡充するというもので、建築基準法と同様に、条例についても同じような適合するというものでございます。施行日は令和7年4月1日からということでございます。説明は以上です。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○平石委員長 つづいて、⑨「土浦市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」の一部改正(案)について、説明をお願いいたします。

○中島公園・施設管理課長 公園・施設管理課でございます。産業建設委員会資料の⑨をお願いいたします。それでは、2ページをお願いいたします。改正の理由といたしましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法に関連する施行令の一部を改正する政令が、令和7年6月1日に施行されることに伴い、こちらもいわゆる公園バリアフリー基準条例の一部を改正するものです。改正内容につきましては、関係法令の改正に伴い、引用している条文について、条項ずれが生じることによる所要の改正と、文言の整理を行うものです。3、4ページは新旧対照表となっております。説明は以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○平石委員長 つづいて、⑩常磐線荒川沖駅自由通路調査設計・修繕工事の変更協定の締結(案)について、説明をお願いいたします。

○中島公園・施設管理課長 公園・施設管理課でございます。産業建設委員会資料の⑩をお願いいたします。それでは、2ページをお願いいたします。まず、今回の修繕工事につきましては、令和4年5月に東戸塚駅で発生しました幕板パネル落下に伴い、橋上駅の自由通路に対し鉄道会社から改修工事の提案があったもので、安全性向上を図るため工事委託を進めているものです。概要といたしましては、荒川沖駅自由通路の老朽化対応、安全性向上などのため、昨年6月に東日本旅客鉄道株式会社と施行協定を締結し、事業を進めておりますが、工事内容に変更が生じ、変更協定を締結するものです。変更内容といたしまし

ては、当初協定額 9, 328 万円のところ、変更協定額 1 億 9, 705 万 4, 000 円とするものです。変更理由といたしまして、当初の工事費の見積は目視での計上でしたが、本年度協定締結後に実施した詳細調査により老朽化、劣化が進行していることが判明し、新たな緊急補修箇所が指摘されました。現状の安全性、利便性の向上に加え、長寿命化により将来的な管理コストの縮減にもつながることから工事内容を見直し、協定を変更するものです。今後のスケジュールにつきましては、令和 7 年度内に工事完了を予定しております。4 ページをお願いいたします。こちらが、平面部の修繕箇所となっております、上下にあるのが階段で、主に赤の階段部分が外壁改修工事で、当初は、線路側のみの修繕と見込んでおりましたが、今年度の詳細な内部調査により、広場側の外壁におきましても、コンクリートの爆裂などがあり、工事費の増額となっております。また黄色の部分は、防水や排水設備の工事となっております、緑の部分は、防水や塗装工事となっております。つづきまして、5 ページをお願いいたします。こちらは屋根部となっております、主に、雨漏り対策として、屋根、樋、防水工事となっております。6 ページは、変更協定書案、7 と 8 ページは、概算工事費となっております。説明は以上となります。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○平石委員長 つづいて、⑪市道の路線の認定、廃止及び変更(案)について、説明をお願いいたします。

○滝田道路管理課長 道路管理課でございます。⑪市道の路線の認定、廃止及び変更(案)をお願いいたします。2 ページをお願いいたします。今回は、市道の認定が 2 路線、廃止が 2 路線、変更が 5 路線で合計 8 路線、この半分の 4 路線が国道 354 号供用開始に伴う案件でございます。位置図で御説明いたしますので、8 ページをお願いいたします。中都 39 号線は都和小学校の北側に位置しております。この路線は、開発行為を株式会社ライズクリエーションが行い、寄付により延長 41.51 メートル、幅員 6.0 メートルから 12.0 メートルを市道に認定するものでございます。つづきまして、9 ページをお願いいたします。木田余 215 号線は手野町上郷公民館の南側に位置しております。この路線は国道 354 号の供用開始に伴い、認定するものでございます。延長 189.3 メートル、幅員 5.10 メートルから 11.85 メートルを市道に認定するものでございます。つづきまして、11 ページをお願いいたします。廃止する路線でございます。右糺 77 号線は右糺小学校の北側に位置して

おります。この市道を隣接土地所有者が払下げを希望しており、現地を確認したところ、道路としての機能がなく、払下げに支障がございませんので、市道の認定を廃止するものでございます。13ページをお願いいたします。ここからは、変更する路線でございます。市道Ⅰ級11号線は、起点を左上の若松町交差点から右側の木田余跨線橋東交差点に変更となり、延長が4,325.09メートルから2,008.92メートルで、2,316.17メートル短くなり、幅員は、最小が3.63メートルから14.45メートルに変更するものでございます。つづきまして、14ページをお願いいたします。Ⅱ級19号線も起点の変更となります。木田余跨線橋東交差点付近となりますが、旧道にある起点を交差点に変更、延長が2,756.33メートルから2,751.03メートルとなり、5.3メートル短くなり、幅員は最大が18.23メートルから16.05メートルに変更するものでございます。15ページをお願いいたします。先ほどのⅠ級11号線とⅡ級19号線の全体図となっております。つづきまして、16ページをお願いいたします。木田余143号線も木田余跨線橋東交差点付近での起点の変更となります。幅員は同じで、延長が541.92メートルから584.92メートルとなり43.0メートル伸びましたので、変更するものでございます。17ページをお願いいたします。富士崎2丁目5号線は、土浦第二小学校の西側に位置しております。この路線は小松跨線人道橋、通称1番橋が撤去されたことから、終点に変更となります。幅員は同じで、延長が212.26メートルから171.56メートルと40.7メートル短くなりましたので、変更するものでございます。18ページをお願いいたします。神立中央2丁目15号線は、神立保育所の東側に位置しております。この路線は、隣接地所有者が払下げを希望しており、調査の結果、埋設物なども無く、支障が無いことから、終点に変更となります。延長が154.11メートルから56.35メートルと97.76メートル短くなり、幅員は、最小1.40メートルから1.82メートルで、最大が4.95メートルから2.91メートルに変更するものでございます。以上の8路線の市道認定、廃止、変更につきまして、よろしくをお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○平石委員長 つづいて、⑫専決処分の報告について(和解)について、説明をお願いいたします。

○滝田道路管理課長 道路管理課でございます。⑫専決処分の報告について

(和解)の2ページをお願いいたします。事故の発生日時と場所につきましては、令和5年5月25日午後6時頃、乙戸郵便局の西側の土浦市乙戸南3丁目190番3地先において発生した車の物損事故でございます。事故の概要としましては、道路から駐車場へ入庫する際、側溝に設置してあるグレーチングが跳ね上がり、車両下部が破損したものでございます。和解の概要といたしましては、土浦市が相手方に対し、損害額7万6,800円を支払うことにより和解したものでございます。支払いにつきましては、損害保険にて対応しております。3ページが位置図でございます。4ページをお願いいたします。現場状況の写真でございます。下の写真が跳ね上がったグレーチングでございます。つぎに、5ページをお願いいたします。下の写真は、グレーチング全てをクリップ止めで連結し、再発防止の対応をしております。なお、先ほどのグレーチングは、危険がないように補修しております。6ページをお願いいたします。被害写真でございます。下の写真が車両の下部でして、7ページが拡大した写真でございます。説明につきましては以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○平石委員長 つづいて、(2)報告事項でございます。⑬りんりんポート土浦管理運営業務に係る公募型プロポーザルの審査結果について、説明をお願いいたします。

○福澄都市整備課長 都市整備課です。りんりんポート土浦管理運営業務に係る公募型プロポーザルの審査結果について、御報告させていただきます。業務の目的としては、利用者の増加を目的とした自主事業の実施を含めた管理を委託することで、サービスの向上及び利用者の増加を図るため、今年度より公募型プロポーザルを実施しているものです。業務内容としましては、これまでの管理運営、観光情報発信に加えて、利用者増加を目的とした自主事業の実施でございます。委託期間は来年度1年間となっております。こちらプロポーザルを1月28日に実施しまして、3社からの提案をいただきました。3社のうち、株式会社ワールドインテックが各項目において高得点であったため、契約候補者として選定されたものでございます。ワールドインテックは人材派遣業を主力としている会社でございますが、稲敷市の「こもれびの森イバライド」を運営しているなど、パークマネジメント事業も得意としている事業者でございます。予算が成立すれば、新年度から速やかに管理運営を、今年度に引き続き委託してまいります。説明は以上となります。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はございますか。

○下村委員 業務内容の②。観光に関する情報の発信ということで、公募でプロポーザルをやって、ワールドインテックさんはこの評価はどこに当たるんですか。①から⑤の。

○福澄都市整備課長 ②に当たります。

○下村委員 具体的に業務内容が書いてあって、ワールドインテックさんでは、これに対してどんなふうにしていくかというプレゼンがあったのでしょうか、そういったことを確実に実地してくれる管理をしっかりとさせていただきたいという要望をお願いします。チェックシートを作る等でしっかり管理をしてくださいということを担当課をお願いします。

○福澄都市整備課長 今年度、やっていただいたところでございますが、至らない点もございましたので、来年度はさらに厳しく、よくチェックをしながら進めてまいりたいと思います。

○海老原委員 この契約候補者についての情報は、先ほど口頭で示されたのだけれど、それだけなのかな。別に情報がもらえとかないのかな。

○福澄都市整備課長 ワールドインテックの会社という会社の内容については、今後特に内容はございません。ワールドインテックさんというのは、会社としてホームページもございますし、各事業所で年間7か所ぐらいパークマネジメントをやっていますので、経験のある会社だと考えております。

○海老原委員 ということは、ワールドインテックは、議員が自分で調べるしかないのかな。

○福澄都市整備課長 こちらで用意できる資料がありましたら、お渡しさせていただきます。

○平石委員長 そちらは本委員会の時に、お願いします。そのほか、よろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

○平石委員長 つづいて、⑭住生活基本計画策定及び公営住宅等長寿命化計画見直し事業について、説明をお願いいたします。

○三浦住宅営繕課長 住宅営繕課でございます。サイドブックス⑭をお願いいたします。別添資料14の住生活基本計画策定及び公営住宅等長寿命化計画見直し事業について御説明いたします。それでは、表紙をおめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。土浦市住生活基本計画でございますが、市民の豊かな住生活の安定の確保と向上を図るため、それに関する施策を総合的、

計画的に推進する目的で策定をするものでございまして、吉田委員にも参画をいただき、昨年度から2か年をかけて、策定作業を進めてまいりました。策定委員会を計5回開催し、パブリック・コメントを実施して、この度、計画のほうがまとまりましたので、御報告するものでございます。また公営住宅等長寿命化計画につきましても、この計画が上位計画に当たることから、整合性を図るため、見直しをおこないましたので、併せて御説明いたします。最初に住生活基本計画について御説明いたします。計画期間については、令和7年度から令和16年度までの10年間としております。中央の第2章では、国勢調査や住宅土地統計調査、市が実施した各種調査データに、市民アンケートも実施しながら分析を行い、課題を八つに整理いたしました。この課題解決のために、基本理念や基本目標を設定したものが、次のページでございます。基本理念を豊かな夢をかなえる、誰もが元気で安心できる、土浦の住まいづくりとし、この実現に向け、四つの基本目標を設定し、各々、住宅施策の展開方針、成果指標を検討いたしました。2ページにお戻りください。右上の第5章をお願いいたします。先ほど、議案の時に挙げさせていただきました手数料条例の一部改正に関するマンション管理適正化推進計画でございます。この計画はここにもありますとおり、今後、全国的に築40年以上経過したマンションが急増することから、その老朽化の抑制や周辺への危害を防止等、管理の適正化を図る目的で法改正が行なわれ、新たに地方公共団体による適正化推進計画の作成や、マンションの管理組合が作成した管理計画の認定制度の創設などが追加されたことから、住生活基本計画の策定にあたり、この計画を内包し、市内のマンション管理の適正化を図るものでございます。なお、この計画は、住民が区分所有しているいわゆる分譲マンションが対象となります。方針や目標を設定し、具体的な施策とし、マンション管理組合が策定した管理計画の認定を行うというものです。なお、管理組合はこの認定を受けると、管理の適正化が図られるだけではなく、市場における適正な評価や、各種金融支援、固定資産税の減免等のメリットがございます。6章が推進計画で、5年を目安に見直しを行うことといたしました。以上が住生活基本計画の概要でございます。次のページをお願いいたします。つぎに、公営住宅等長寿命化計画について、御説明いたします。この計画は国土交通省より計画策定指針が示されておりますので、それに沿った作りとなっております。資料上部にもありますように、市営住宅は現在15団地、1,186戸を管理しております。表の右から2列目は経過年数でございます。これに関して、公営住宅法施行令では、耐用年限を木造30年、準耐火構造は45年、耐火構造として70年と示しており、直ちに使用ができ

なくなるものではございませんが、黄色で示した1番から7番が、耐用年限を超過している状況でございます。また、緑色で網掛けをしております8番から15番までが、右側の基本方針にもありますとおり計画的に修繕を実施しまして、80年間使用できる様に長寿命化を図る計画といたしました。そのつぎに、課題整理や建物状況を調査いたしまして、今後の在り方について検討をおこないました。検討にあたりましては、まず左下になりますが、居住を希望される方を安定して供給できるように、将来の需要見通しの推計をいたしました。推計につきましては、資料にもありますとおり、結果は1,586世帯と推計され、現在の市営、県営住宅を合わせた1,956戸を下回る結果となっております。つぎに、右下の表でございますが、住宅別の事業手法の選定を判定したものでございます。判定のマニュアルが示されておりますので、それに基づき立地条件や入居率、躯体の安全性等について判定したものでございます。要約いたしますと、耐用年限を過ぎた板谷第一、第二、下坂田住宅につきましては、これまでのとおり移転事業を継続し、竹の入第一、第二、南ヶ丘住宅につきましては、この計画期間の中で、ほかの住宅への集約を検討する。改善が必要とされるほかの全住宅は計画的に修繕を行い、長寿命化を図ってまいります。なお、計画期間は10年間とし、適宜見直しを図る予定でございます。なお、この2つの計画につきましては、サイドブックスのその他資料の中の計画・プラン、建設部の中に格納させていただいております。最後に、これからも市民の方々の住環境の向上に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。説明は以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○平石委員長 つづいて、⑮工事発注状況報告については、説明を省略いたしますので、各委員におかれまして、御覧いただきますようお願いいたします。つぎに、⑯地域連携公共ライドシェア事業について、説明をお願いいたします。

○飯泉都市政策部長 ⑯地域連携公共ライドシェア事業について、説明させていただきます。こちら本年1月27日から運行を開始しておりまして、約1か月が経過いたしました。3ページの下段、4の利用者の状況のとおり、利用登録者数は2月6日時点で、4市合計で223人となっております。こちらの資料にはございませんが、直近の数字を申し上げますと、2月20日時点で、登録者数が327人、うち土浦市は71人となっております。(2)利用状況につきましては、プレ運行を含んだ数字となっております。1月末

時点で129件。そちらにつきましては、1月27日から本格運行を開始しております。直近の2月20日時点で、全体で68件、土浦とつくばエリアでは26件の運行となっております。今後につきましては、登録者への利用呼びかけ、ポスターの掲示、説明会の実施等、周知活動に力を入れてまいりたいと考えてございます。説明は以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はございますか。

○今野副委員長 利用者の人数等ですが、当初の見込みに対して、どうなんでしょうか、この数字は。

○飯泉都市政策部長 今回、初めての取組でございますので、特に目標の数字というものは、明確には掲げてございません。今野副委員長がおっしゃりたいのは、利用者数が少ないのではないかということもあるのかと思います。先ほどもお話ししましたとおり、日時が限定的な部分もございますけれども、多くの方に利用いただきたいと思っておりますので、周知活動に力を入れてまいりたいと考えております。

○平石委員長 そのほか、よろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

○平石委員長 つづいて、⑰荒川沖駅東西口再編検討調査について、説明をお願いいたします。

○中島公園・施設管理課長 公園・施設管理課でございます。産業建設委員会資料の⑰をお願いいたします。それでは、2ページをお願いいたします。本市の南の拠点である荒川沖駅につきましては、周辺の都市化などによる交通状況の変化に対応し、利用者の更なる利便性向上を図るため、駅西口及び東口の駅前広場の機能再編に向け、検討調査を進めてまいりましたが、計画案がまとまりましたので、御説明させていただきます。今年度の検討内容といたしましては、駅前広場の現況、課題整理、駅前広場再編方針、基本計画の作成などを行いました。また、来年度以降のスケジュールにつきましては、令和7年度及び8年度で駅前広場の基本設計を進め、実施設計、整備工事のスケジュールにつきましては、基本設計時に関係者との調整を踏まえ、検討してまいります。また関連事業といたしまして、先ほど御説明いたしました駅自由通路改修工事を実施してまいります。つづきまして、4ページをお願いいたします。こちらが東口の計画案となりまして、上が駅側となります。これまで利用者からの声としてもある課題といたしましては、一般車乗降場の確保でありまして、その課題解決及びバスやタクシーなどの公共交通を駅側に、また駅側にエレベーター

を新設し、隣接地にあんしん乗降場を配置しました計画案となっております。つぎに、5ページをお願いいたします。こちらが西口の計画案となりまして、下が駅側となります。こちら東口同様、一般車乗降場の確保及びバスやタクシーなどの公共交通を駅側に配置しました計画案となっております。新年度からは、こちらの計画案を踏まえまして、基本設計を実施し、その中で、更に関係者との調整を踏まえ検討するとともに、この内容につきましても適宜委員会に報告しながら進めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○平石委員長 皆さんお諮りさせていただきたいのですが、残りその他が3点でございますので、このまま続けさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 このまま続けさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。その他でございます。⑱茨城県水道事業の広域連携における財政効果について、説明をお願いいたします。

○和田水道課長 水道課でございます。⑱をお願いいたします。本件は2月3日の臨時議会における本委員会におきまして、茨城県水道事業の広域連携について、御説明したところでございますが、島岡委員より、広域連携に参加した際の本市の将来的な財政効果について、御質問をいただきましたので、御報告させていただきます。資料の2ページをお願いいたします。昨年12月に県が行いました意向調査におきまして、広域連携に参加と回答のあった事業者及び検討中と回答した合計の34事業者における長期財政資料、県の将来にわたる水需要の予測などから、令和52年度までの分析を行い、事業者ごとの財政シミュレーションを行ったものでございます。県が示しました、土浦市分の検証結果につきましては、資料中央の3番に記載がございますが、広域連携に参加した際の財政効果は、令和3年度からの50年間で、老朽管更新のための国の交付金や維持管理経費の削減により、25億円の削減となっております。また下段の水道料金につきましては、令和3年度と令和52年度での比較でございますが、このまま単独経営の場合の値上げ率が37.4%に対しまして、広域連携に参加した場合が34.9%となり、2.5%の抑制効果が期待できる結果でございましたので、御報告させていただきます。説明は、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○平石委員長 以上で、所管の執行部からの説明は終わりましたが、その他、執行部からございますか。

○齋藤建築指導課長 建築指導課でございます。9月議会で補正予算をいただきました、木造住宅の耐震診断士派遣事業について、診断の結果が出ましたので、口頭で御報告させていただきます。この事業は、年度当初10件分の耐震診断士派遣を計画していたところ、20件の申し込みがあったことから、補正予算をいただき、追加で10件、合計で申込件数20件分の診断を実施したというものでございます。診断の結果、何れの建物も耐震性能が基準を満たさないという結果になりました。この結果については、建物の所有者に説明するとともに、耐震補強工事に対する補助制度の案内をする等、住宅の耐震化が進むように取り組んでまいります。報告は以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。つづいて、行政経営課長から⑱「土浦市公共施設等再編・再配置計画」の進捗状況等について、説明をお願いします。

○天貝行政経営課長 資料⑱をお願いいたします。公共施設関連の進捗状況につきまして、4点ほど御説明させていただきます。1点目です。課題のある29施設を選定し、前回はその配置方針につきまして、御説明いたしました。今回はその他の施設所管課が検討している施設を加えて、188施設全体の配置方針がまとまりました。そして外部有識者会議である策定委員会で御協議いただきましたので、本日御報告するものでございます。別資料⑱の1をお開きください。これは前回お示しした課題のある29施設の配置方針を、地区毎に優先順位によりスケジューリングしたものとなります。五中地区で行ったように、地区内の住民の皆様と協議しながら地区ごとの再編方針をまとめていきたいと考えております。都和地区につきましては、都和児童館が築51年を経過し、最も古いことから優先順位が高く、新治地区は施設の老朽化に加えて、課題のある施設が多いことから優先順位を高くしてございます。次のページからは、全ての188施設を一覧にまとめたものになります。施設名称に色が付いているものは、課題のある施設として配置方針を示したもので、面積の欄が赤いものは延床面積の削減効果を見込んでいるもので、削減効果を積み上げていきますと、7ページの欄外に記載のとおり延床面積の縮減率が15.5%になるものです。これは目標の30%縮減には遠い数字となっておりますが、公共施設総合管理計画の計画期間は令和37年までの今後31年間となっておりますので、

今後の人口減少の進展に伴って計画の見直しをしていくこととなります。その際には、公共施設の多くを占める学校の再編が進むことも想定されますので、縮減率も目標値に近づいていくものと考えております。9ページになります。計画期間内における現時点での概算事業費を算出したもので、左側が再編等を考慮せずに全ての施設で長寿命化工事等を行った場合の事業費となりまして、約1,050億円となります。これに再編、再配置の取組を反映させますと、約210億円削減でき、総事業費が約840億円になるという試算結果となりました。これを次のページでは、計画期間31年間における事業費の推移をグラフに表しております。横軸が時系列で、縦軸が金額となります。高度経済成長期に建設されました施設の長寿命化工事などの時期が、これから令和19年頃までにピークを迎えることから、このスパンでの事業費、オレンジの部分になりますが、膨大になっているという状況でございます。このような状況への対応としては、適正な優先順位付けを行いながら、可能な範囲で実施時期を先送りしつつ、基金の活用を図ってまいりたいと考えております。先ほどの資料⑯をお願いいたします。2点目の市民説明会についてです。公共施設全体の188施設の配置方針案がまとまりましたので、4月に市内4か所で市民に対する説明会を実施しまして、市民の意見を伺いたいと考えております。つづきまして、3点目の五中地区の再編方針の決定についてです。こちらの再編方針案に対するパブリック・コメントを実施しまして、外部委員会で協議した結果、別添の原案通り再編方針を決定いたしました。今後につきましては、記載のスケジュールで支所機能の移転や、湖畔荘機能の複合化に向けて作業を進めていくというものでございます。つぎに、4点目の条例の一部改正についてです。上大津支所の一部機能の移転に伴いまして、行政組織条例上の上大津支所を上大津出張所に名称変更すると共に、住所の変更を行います。また、支所と同じ機能を有する神立出張所を神立支所に変更いたします。それから、広告式条例の改正につきましては、条例等を公布する際には、広告式条例に基づき掲示場に掲示することになっております。掲示場とは本庁のほか、各支所に設置している、いわゆる掲示板のことですが、この掲示場の場所が条例に規定されておりますので、一連の変更に伴いまして、その場所を神立支所に変更するというものでございます。説明は以上です。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はございますか。

○竹内委員 178の旧市役所本庁舎、179の旧高津庁舎。売却または貸付とかいろいろ書いてあるけれど、もう何年も経つのですが、何かアクションは

起こしているのでしょうか。

○皆藤管財課長 管財課でございます。現在、旧本庁舎につきましては、今年度の12月議会で補正をいただきまして、今測量を行っております。今後、売却や貸付等の方向を検討していきたいところでございます。あと、旧高津庁舎は現在駐車場として施設を貸してございますので、今後売却や貸付を含めまして、検討していくというところでございます。

○竹内委員 立地条件は良いと思うんですよ、素人目に。でも、全然オファーは来ないの。売りますよということはやってないわけ。

○皆藤管財課長 現在、旧本庁舎、旧高津庁舎含めて、売却という方向性で決定はしてございません。どちらかにしていくかという前段で、測量等を行っているところでございます。

○平石委員長 そのほか、ございませんか。

(「なし」という声あり)

○平石委員長 つづいて、管財課長から⑳総合評価方式の改定について、説明をお願いします。

○皆藤管財課長 管財課でございます。それでは資料の⑳をお願いいたします。総合評価方式の改定ということでございますが、総合評価方式につきましては、一般競争入札方式の一つでございます。価格のみならず事業者の技術力等を総合的に勘案して、落札者を決定する制度でございます。国や県におきましては、多くの工事で採用されておりました。本市におきましても、令和4年度から実施しております。令和4年度は4件、令和5年度は6件、今年度は12件と、毎年少しずつ件数を増やしているものでございます。これまで、実施要綱に基づき、総合評価方式を実施しておりましたが、入札の公正性や透明性を高めるため、評価の内容や手続き等を明記したガイドラインを今回作成いたしました。また、先行している茨城県の制度に準拠するために、このタイミングで制度の内容も見直しをしたところでございます。主な変更内容といたしまして、まず、市内外型を設定したものでございます。これまでは、市内の土木一式Aランクの案件につきまして、総合評価方式を取り入れてまいりました。今後は、市外事業者が参加するような大型案件につきましても適正に実施できるようにするために、新たに市内外型を設定したものでございます。その際、適用する評価項目につきましても、新たに設置し、適正な評価となるよう努めるものでございます。また、同時に評価項目全体の確認をいたしまして、県に準拠することを基本とし、一部の見直しを行ったものでございます。資料の②評価項目の見直しという所を御覧いただければと存じますが、⑤週休2日制工事の施

工実績については、今般の働き方改革の関係で、完全週休2日制の実績のみの評価であったものを、4週8休工事の施工実績も加えたものでございます。つづきまして、⑧技術者表彰受賞者の配置については、国と県で行っている技術者表彰制度を活用できるようにするものでございます。つづきまして、⑨登録基幹技能者の配置につきましても、技能者に関する国の制度を活用できるように評価項目に差入れたものでございます。⑩、⑪につきましても、地域の精通度ということで入れたものでございますが、こちらは市内外型のものに活用するといったものでございまして、⑩は、市内に拠点がある事業者について、工事における優位性により加点するものでございます。⑪につきましても、市外事業者に対する発注になった場合において、市内事業者の下請けでの受注機会を確保するために作ったものでございます。⑫につきましても、これまでは若手技術者のみとしておりましたが、女性技術者も加点となるよう変更したものでございます。⑬については、これまでは一定の条件のもと広く加点としておりましたが、市が指定するボランティア活動についてですが、今までは広くということで、県のボランティア等入っておりましたが、今回は市主体のボランティアということで、道路愛護ボランティア支援制度、公園里親制度、霞ヶ浦・北浦清掃作戦に限定してやっていこうということになったものでございます。今後のスケジュールでございますが、3月下旬にはホームページでガイドラインを公表させていただいて、来年度からの案件に適用していく予定でございます。説明は以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はございますか。

○下村委員 大変お疲れ様です。こういう総合評価方式というのは大分進んできているのですが、取り入れるのはちょっと遅いぐらいの話なんですよ。その中に地域貢献度なのか企業の能力なのか、はっきりしないところがあるのですが、例えば、今後GXというグリーントランスフォーメーションのことに關してとか、或いは環境配慮型とか、そういったことが、この施工能力の中では環境配慮型が必要になってくると思うんだよね。細かい話になっていくと、個別の案件に、何か特記事項を入れてくるのだろうけれども、そうではなくて、入札の段階で参加する時の評価で、GXとか、例えば現場事務所において、発電はソーラーパネルでやりますよとか、そういったことが必要になってくるのだろうと思うんですよ。だから、環境配慮型の項目を一つ、配慮するというようなことを入れてもらえると良いのかなと感じました。

○皆藤管財課長 今回、運用ガイドラインを作ったというのも、要項とかとは

違いまして、毎年その状況に応じて、いろいろなものを取入れて、見直しをしていくという部分でございます。評価項目の中も同様に、社会情勢によって、見直していくというものでございますので、そういうものについても研究をしていければと考えております。

○平石委員長 そのほか、ございませんか。

(「なし」という声あり)

○平石委員長 委員の皆様から、何かございますでしょうか。

○下村委員 下水道課に、後からの説明でもいいんですけど、埼玉県の入潮市で下水道の陥没事故があったと。そうすると、これは県の管理下だから、大変な被害ですけれども、災害ですけれども県のほうが対応していると。土浦市としては、湖北に下水道処理場があるんだよね、川口運動公園の先の所。あそこは大きな管があって、下水道が流入してくる所があるのだろうと。例えば、災害が発生した時に初動体制はどういうふうにするのですかという話。消防は必ず来るんですよ。警察も来るのだけれど、県が来るまでの間はこういうふうにして、市は対応するのですかと。市内で発生して、市は県のものだから分かりませんと、市のものなら一生懸命やりますが、県のほうはやりませんでは困ってしまうので、そういった初動体制を整えておいて欲しい。それと支援体制。市内の業者で建設業の協会とかと協定を結ぶとかをして、支援はしっかりと行いますといったことに対して、どのようにお考えか。副市長もいらっしゃるので、よく執行部のほうで検討をお願いしたいなと。消防は必ず来るんですよ。だけど、市はどのような体制を取るんだって言った時に、うちのほうは関係ないなんてことではいけないので、人命に関わるものがあつたら大変なので、その辺の初動体制から最後まで。途中で県に委ねることができるのであれば、県にというところで、当然自衛隊の派遣になれば、市長が県知事に要請しないといけないのでしようが、そういったことも含めて考えていただきたいなというふうに思いますので、御検討をお願いしたいと思います。

○小林副市長 貴重な御助言、御意見いただきました。本当に災害関係につきましても、いつ発生するか、どこが管理しているかとかではなくて、人命救助というのが一番重要だと思いますので、今具体的なことをここで申し上げられない部分もございますので、持ち帰りまして、きちんとした対応ができるように、関係課と連携をとりながら進めていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。下村委員、ラクスマリーナの件でということで、小林副市長が出席してくださっているのですが。

○**下村委員** ラクスマリーナの件というのは、いわゆる土浦市の観光資源としては霞ヶ浦があるんだと。必ず歌文句になっている。以前から、ラクスマリーナというのはヨットだとかの管理をお任せして、クラブになっているわけですね。そこがとても汚いと。これは副市長が社長なのだから、もう少し考えていただきたい。先ほども言いましたけれど、あの辺の開発で、サウンディングを依頼するのだけれど、サウンディングを依頼した業者さんは、あそこを見にきたら、来る気がなくなってしまうのではないかと思うんです。欧米では、セーリングは貴族のスポーツと言われるぐらい、非常に素晴らしい階級の方がやっているんだと。ところが、日本では土浦一高の高校生もやっているし、土浦日大高校、霞ヶ浦高等学校もやっている。子供たちがヨットを持って行って、セーリングをやっている。そんなスポーツですよ。土浦市の港の玄関口というか、あの辺を観光資源として有効活用されていないような気がする。あと、ヨットを持っているオーナーさんはクラブハウスに入って幻滅すると。待遇が悪すぎるって言うんだ。お金をたくさん持っている方が来るんだから、経済効果もあるんですよ。クラブハウスをきちんと直してもらって、オーナーさんを好待遇するということも大切だし、高校生を含めた子供たちにも利用できるようにして、市も少し考え方を変えていかないと。土浦駅から5分ぐらいで行ける場所なのに、活用がよく出来ていないと。あと、私も体験をしたのですが、大雨降ったらあそこは水はけが悪くて、ホワイトアイリス号から降りて上陸したら、くるぶしよりも水が溜まって、みんな大変で、これでは駄目だということがありました。なので、経済効果等から全てを考えて、抜本的な見直しをして、ラクスマリーナをもっと有効活用して欲しいと思います。それか、県のように民間に委ねる、我々には無理だよというなら、しっかり民間に委ねるか何かを考え直さないと。土浦市の素晴らしい資源ですよ。それを活用しきれないというのは残念だと思っておりますので、副市長にも社長として、あるいは副市長として両方の立場から、活用策をお考えいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○**小林副市長** 御質問ありがとうございます。委員おっしゃるとおりで、私もラクスマリーナ近辺の川口地区については、水辺空間が素晴らしい地区なので、観光資源として有効に活用すべき地区だと認識しております。ラクスマリーナの責任者という立場と副市長の立場がありますので、なかなか申し上げにくい部分がございますが、ラクスマリーナにつきましては、本業でございます船舶の管理というのはもちろんあるかと思っております。そのほか、各種イベント、水辺空間、自転車を使った活用等々あるかと思っておりますので、ラクスマリーナと

しては、営業利益の増加に努められるようなものを、前向きに考えていきたいというふうに考えてございます。ただ施設につきましては、なかなか財源的にも厳しいということがあります。昨年の第4回定例会で、委員会のほうには御報告させていただきましたとおり、サウンディング調査というのを県と市と共同で行ってございます。そのうち5社から提案がございまして、私も驚いたところがあるのですが、5社の中には、今のラクスマリーナの状態でも少し前向きに活用方策を考えていくというような企業もございました。先ほど、市がはっきり物事を進めないで、他人任せにするんじゃないというお話だと思いますので、その辺につきましては、民間の活用等というのも選択肢の一つだと思いますので、県と連携をとりながら、地区の交流のにぎわい、そういうものをしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたしたいと思います。

○**下村委員** 一般質問しようかと思ったのだけれど、少し無理だということで辞めた経緯があります。現在あそこにヨットを預けているオーナーさんもお金を投入しているわけですよ。だから、そこら辺もお考えいただかないと、どんどん衰退してしまうと思うんです。やっぱりメンバーさんの待遇というのをよく考えていかないと、多分駄目なのだろうと思います。そういったことも含めて検討していただければと思います。これは意見でございますので、よろしく願いします。

○**平石委員長** そういうことでよろしくお願いいたします。それでは長時間にわたり、皆様お疲れ様でございました。以上で、産業建設委員会を閉会いたします。